

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)				備考	
							概要又は名称	様式4 <small>【ファイル番付】</small>	合計期間	経由機関	(日)	協議機関		(日)
3条_経1	経済商工観光部	高等技術専門 校	職業訓練援助規則	ジョウキョウキョウケンレンエンジョウキョク	5	職業訓練の援助の決定	特に決定していない。 (援助の申し出については、事前に協議の上、申請してもらっている。申出のあったものは、原則として全て対応することとしている。)	50801	(申請のあった日から5日位で決定通知している)					
3条_経2	経済商工観光部	雇用対策課	職業適応訓練委託規則	ジョウキョウキョウテキキョウケンレンイタクキョク	13-1	職業手当の支給	1. 公共職業安定所長から指示を受け職業適応訓練申込書を当該安定所長を経由して知事に提出した者であること。 2. 職業手当の支給を受けようとする者は職業手当請求書を安定所長を経由して知事に提出しなければならない。	50901	-					
3条_経3	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツシセシコウエンジョウレイ ケンリツシセシコウエンジョウレイ セコウキョク	7-2	公園事業の一部執行の承認 (一部事務組合)	1 事業の執行の内容が、計画及び事業の決定内容に適合すること。 2 付帯施設がある場合の取扱いは、国立公園事業の付帯施設の取扱いによる。 3 事業の執行が公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。 4 保護のための施設に関する事業である場合は、事業の執行により公園の保護上の効果が認められること。 5 利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）である場合は、公園の利用上の効果が認められること。 6 利用施設事業である場合は、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。 7 利用施設事業である場合は、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性が十分確保されていること。 8 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。 9 施設の管理又は経営の方法が適切であること。 10 事業を執行する者が十分な事業執行能力を有していること。 11 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものである場合は、その処分が得られる見込みがあること。 12 他の法令の規定による許可、確認その他の処分を要する工事等を伴うものである場合は、その処分が得られる見込みがあること。	51001	30	地方振興事務所	10			
3条_経4	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツシセシコウエンジョウレイ ケンリツシセシコウエンジョウレイ セコウキョク	7-2	公園事業の一部執行の許可 (県・公共団体以外)	<同 上>	51002	30	地方振興事務所	10			
3条_経5	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケンリツシセシコウエンジョウレイ ケンリツシセシコウエンジョウレイ セコウキョク	7-2	公園施設供用開始期日延期等の承認	1 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。 2 期日の延期により公園の利用上重大な支障が生じるおそれがないこと。 3 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。 4 施設の供用開始期日の延期は、特別の事情があると認められる場合を除き、従前の供用開始期日から起算して一年を超えない範囲で延期後の施設の供用開始期日を指定して行うものとする。	51003	30	地方振興事務所	10			

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)				備考	
							概要又は名称	様式4 <small>(ファイル番号)</small>	合計期間	経由機関	(日)	協議機関		(日)
3条_経6	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ セウキソク	7-2	公園事業施行認可(承認)事項変更の承認	〈公園事業の一部施行の承認の審査基準に同じ〉	51004	30	地方振興事務所	10			
3条_経7	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ セウキソク	7-5	公園事業の休止又は廃止の承認	1 やむを得ないと認められる事情によるものであること。 2 公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。 3 事業の休止である場合、事業の休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実であるとともに、事業の休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。 4 事業の廃止である場合、事業の廃止後、施設の撤去等により公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられるものであること。	51005	30	地方振興事務所	10			
3条_経8	経済商工観光部	観光政策課	県立自然公園条例 県立自然公園条例施行規則	ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ ケリツシセ <sup>ン</sup> ソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ セウキソク	7-4	公園事業者の地位の承継の承認	1 経済的又は社会的事情により譲渡人の事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。 2 利用施設事業である場合、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。 3 利用施設事業である場合、譲渡承継後も利用上の快適性が十分確保されるため適切に管理又は経営がなされるものであること。 4 譲渡承継後も安全性が十分確保されるため適切に管理又は経営がなされるものであること。 5 前2号のほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。 6 譲受人が十分な事業執行能力を有していること。 7 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。	51006	30	地方振興事務所	10			
3条_経9	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケリツシソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ	7	利用権の譲渡等の承認(松島公園)	県立都市公園条例第6条第1項又は第2項の許可を受けた者は、当該許可した者の承認を受けず、利用の権利を譲渡し、又は第三者をして利用させてはならない。	51007	24	松島公園管理事務所	(4)			
3条_経10	経済商工観光部	観光政策課	県立都市公園条例	ケリツシソウエンジ <sup>ン</sup> ヨウレイ	12-1	使用料減免の承認(松島公園)	県立都市公園条例第12条第1項の規定により同条例別表第6に掲げる区分により知事が使用料の全部又は一部を減免する。	51008	24	松島公園管理事務所	(4)			
3条_経11	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ヤエイジ <sup>ン</sup> ヨウジ <sup>ン</sup> ヨウレイ	5-1	使用許可	野営場の使用をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 指定管理者は、野営場を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可してはならない。 1. 公の秩序または善良の風俗に反するおそれがあるとき。 2. 施設を亡失し、又はき損するおそれがあるとき。 3. 前2号に掲げる場合のほか、野営場の設置の目的に反するとき。	51009	10					

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令 (カタカナ)	根拠条項	許認可等の名称	審査基準		標準処理期間(日)					備考	
							概要又は名称	様式4 <small>【ファイル番号】</small>	合計期間	経由機関	(日)	協議機関	(日)		
3条_経12	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ヤエイジヨウシヨウレイ	7-2	使用料の返還	1. 県又は指定管理者の責めにより使用することができなくなった場合 2. 使用者が自己の責めによらない理由で使用することができなくなった場合 3. 使用者が使用を開始する日の正午までに使用の取消しを申し出た場合	51010	10						
3条_経13	経済商工観光部	観光政策課	野営場条例	ヤエイジヨウシヨウレイ	8-1	使用料の減免	1. 国又は地方公共団体が行う野外活動の研修会等に参加する者及びその引率者が使用する場合 2. 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設が行う野外活動に参加する児童及びその引率者が使用する場合 3. 身体障害者及びその介護者が使用する場合 4. 知的障害者及びその介護者が使用する場合 5. 精神障害者及びその介護者が使用する場合 6. 学校基本法第1条に定める学校が行う野外活動に参加する児童生徒等及びその引率者が使用する場合	51011	10						
3条_経14	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例	サンキョウコウリユウセンタージョウレイ ボウリョクダウノリキエキナラルオヤケルセツノシヨウトリナセイクンニカンズジヨウレイ	8-2 3-2	使用許可	1. 産業交流センター条例第8条第2項各号に該当しないこと 2. 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条第2項に該当しないこと	51101	10						
3条_経15	経済商工観光部	国際政策課	産業交流センター条例	サンキョウコウリユウセンタージョウレイ	12	利用料金の免除	次の場合に、各号に定める基準により算出した額を限度に利用料金を減免することができる。 1. 一定期間内（申請日前過去3か年）に一定面積以上（15万平方メートル又は60区画）の利用があった顧客を対象とする場合（1割） 2. 屋内展示場の全区画を引き続く7日以上使用する場合（1割） 3. 国又は地方公共団体が風水害、地震その他の災害における避難、救援等の施設として使用する場合（10割） 4. 宮城県産業の振興、県民文化の向上その他公益の増進に寄与する事業に使用する場合であって、特に必要と認める場合（別に定める割合）	51102	—						